

調査レポート

パテント・インテグレーション対エムニ 不正競争防止法訴訟

— AI 特許分析サービスの広告表示「99.9%のコスト削減」を巡る係争の内容・評価・影響 —

2026 年 9 月 17 日 作成(情報は同日時点)

Claude Fable 5.1

本レポートの前提 本件は係争中であり、公表情報は原告のプレスリリースにほぼ限られる。被告の違法性は確定していない。本文では【確認できた事実】【原告の主張】【分析・見解】を区別して記載し、再検証できていない URL・判決原文は参考文献に※印で明示した。

1. エグゼクティブサマリー

- 本件は、営業秘密の持ち出しや人材移籍を巡る紛争ではない。特許情報サービス事業者のパテント・インテグレーション株式会社(原告)が、京大・東大松尾研発 AI スタートアップの株式会社エムニ(被告)に対し、特許分析サービス「AI 特許ロケット」の広告表示「外注時と比較して 99.9%のコスト削減」「業界破壊の低価格」が不正競争に当たるとして、表示の差止めと損害賠償を求めた事案である¹⁾。条項は明示されていないが、内容からは品質等誤認惹起表示(不正競争防止法 2 条 1 項 20 号)が中核と解される(分析)。
- 提訴は 2026 年 9 月 14 日(東京地裁)、公表は翌 15 日。事件番号・請求額は非公表である¹⁾。9 月 17 日時点で、被告の公式コメントも主要メディアの個別報道も確認できず、公表情報は原告の一方的主張にとどまる。
- 原告は、Patentfield 社に対する生成 AI 関連特許の侵害訴訟 6 件(2026 年 4 月 17 日、17 条決定の確定と残余事件の取下げで終結)でも提訴の都度リリースを公表しており^{2),3)}、本件はその約 5 か月後の別類型の訴訟である。勝敗は「99.9%」表示の算定根拠の合理性と誤認惹起性の立証に懸かるとみられ、価格・コストの訴求が 20 号の対象に当たるか、提訴公表自体が信用毀損(同 21 号)を問われ得るかも論点となる(分析)。

2. プレスリリースの内容

2.1 基本事項

【確認できた事実】

項目	内容(出典:原告リリース ¹⁾)
発表主体(原告)	パテント・インテグレーション株式会社(代表取締役 CEO・弁理士 大瀬佳之)
公表日時	2026 年 9 月 15 日 10 時 00 分(PR TIMES 配信)
提訴日・裁判所	2026 年 9 月 14 日・東京地方裁判所
事件番号	記載なし(本調査でも未確認)
被告	株式会社エムニ(代表取締役 CEO 下野祐太)。個人を被告とする旨の記載はない
請求内容	当該広告表示の差止め、損害賠償(請求額は非公表)
対象表示	「AI 特許ロケット」広告の「外注時と比較して 99.9%のコスト削減」「業界破壊の低価格」(原告が 2026 年 9 月 7 日時点の被告サイトとして引用)
根拠条文	「不正競争防止法に基づく」とのみ記載。条項番号の明示なし

2.2 原告が説明する経緯

【原告の主張】

原告リリースによれば、原告の問題意識は次のとおりである¹⁾。

- 特許調査・分析業務には、目的の言語化、要件定義、母集団設計など専門家が担う工程が不可欠であり、コスト削減率は前提とする業務範囲と算定根拠に大きく左右される。
- 被告の表示は、「外注時と比較して」という比較の前提(対象業務の範囲、算定根拠)が需要者に示されないまま掲げられている。
- 原告は事前に書面で算定根拠を問い合わせたが説明を得られず、対話による解決は困難と判断して提訴した。

以上は原告側の説明であり、被告側の認識・反論は公表されていない。

2.3 リリースの特徴

【確認できた事実】

原告リリースは、訴訟の説明に加え、自社の受賞歴(2025 年 4 月の第 37 回「中小企業優秀新技術・新製品賞」ソフトウェア部門優良賞〔対象は「サマリア」〕、2023 年 2 月の第 4 回「IP BASE AWARD」奨励賞)、代表の著書『AI×知財分析』(2026 年 9 月 3 日刊行)、顧問の河部康弘弁護士(河部法律事務所)の紹介に相当の紙幅を割く。代表と顧問弁護士が生成 AI 関連の特許訴訟を 8 件経験した旨、AI を専門家の代替ではなく専門家の能力を引き出すパートナーと位置づける旨も述べている¹⁾。

【分析・見解】

後者の理念が、「専門家不要」を示唆し得る被告広告への問題意識の背景にあると読める。リリース全体は、自社の専門性・正統性の訴求を兼ねた構成である。

2.4 係争対象表示の由来

【確認できた事実】

「99.9%削減」は、被告が 2025 年 8 月 19 日の「AI 特許ロケット」正式リリース時から用いてきた訴求である。同リリースは表題で 99.9%削減を掲げる一方、本文では、分析・可視化にかかる時間と費用を「最大」99.9%削減できると、上限値であることを示す留保を付している⁴⁾。知財図鑑も同旨で紹介した⁵⁾。被告のオウンドメディアは、コストを 1000 分の 1 まで削減できた事例がある旨を説明している⁶⁾。

【分析・見解】

被告は「実例に基づく最大値の表示」と反論する余地がある。ただし、当該事例の前提条件(対象業務、比較した外注費)は公表資料から確認できず、原告が突くのもこの点である。

3. 当事者の概要

【確認できた事実】

項目	原告:パテント・インテグレーション ^{1),7)}	被告:エムニ ^{8),9)}
所在地	東京都千代田区九段南 1-5-6 りそな九段ビル 5F	東京都千代田区東神田 1-11-5
代表者	代表取締役 CEO・弁理士 大瀬佳之	代表取締役 CEO 下野祐太

項目	原告:パテント・インテグレーション ^{1),7)}	被告:エムニ ^{8),9)}
設立等	2002 年 6 月設立、資本金 900 万円、未上場	2023 年 10 月 31 日設立。共同創業者 4 人は創業当時修士 2 年
主な事業	特許検索・分析 SaaS「パテント・インテグレーション」(2007 年提供開始)、特許業務支援 AI アシスタント「サマリヤ」	製造業向けオーダーメイド AI 開発、「AI インタビュアー」、特許分析サービス「AI 特許ロケット」
特記事項	生成 AI の知財実務利活用に関する特許を複数保有(Patentfield 訴訟時点で「基本特許」計 9 件と公表 ³⁾)	京大・東大松尾研発。累計 40 社以上・70 件以上の AI プロジェクト実績を公表 ⁴⁾ 。 代表は「FORBES JAPAN 30 UNDER 30 2025」選出 ¹⁰⁾

原告代表の大瀬氏は、メーカー知財部を経た「エンジニア弁理士」として自らサービスを開発してきた⁷⁾。被告代表の下野氏は京都大学出身で、松尾研究所での学生インターン経験を持つ⁹⁾。被告は取引実績として住友電気工業、DENSO、東京ガス、太陽誘電、レゾナック、dynabook、エステー、大東建託などを自社メディアで挙げ¹¹⁾、2026 年 4 月にはオランダ Lighthouse IP の特許データベースを導入して「AI 特許ロケット」の機能拡充と受託支援(FTO 調査、先行技術調査等)の強化を打ち出している^{12),13)}。被告の資金調達(金額・投資家・ラウンド)は一次ソースで確認できなかった。

両社の関係について、過去の提携・取引・人的関係や本件以前の紛争を示す公表情報は確認できなかった。原告リリースが言及する事前の書面照会¹⁾が、確認できた唯一の提訴前のやりとりである。両社はいずれも生成 AI を用いた特許調査・分析支援サービスを提供し、需要者(企業の知財・研究開発部門、弁理士等)を共通にする競合関係にあると評価できる(分析)。

4. 原告の訴訟・広報スタイル — Patentfield 訴訟との連続性

【確認できた事実】

原告は 2024 年 10 月から 12 月にかけて、Patentfield 株式会社の生成 AI 活用サービス「Patentfield AIR」を対象に、4 件の特許権に基づく計 6 件の特許権侵害訴訟(東京地裁、令和 6 年(ワ)第 70502 号・第 70503 号・第 70565 号・第 70566 号・第 70624 号・第 70625 号)を提起し、提訴・追訴の都度リリースを公表した^{3),14)}。同訴訟は 2026 年 4 月 17 日、第 70565 号・第

70566 号事件で民事調停法 17 条に基づく調停に代わる決定が確定し、残る事件が取り下げられて全件終了した^{2),15)}。決定内容は公表されておらず、侵害・非侵害を判断した判決は存在しない³⁾。

原告は終了のお知らせにおいて、他の特許情報サービス事業者が同等機能のプログラムを提供する場合は権利行使を免れない旨、今後も出願と権利行使に積極的に取り組む旨を付記している²⁾。

【分析・見解】

本件は、特許権ではなく不正競争防止法(広告表示)に基づく別類型の訴訟だが、提訴をリリースで公表する手法は共通する。権利と競争秩序の保護に積極的との評価と、係争の多用に対する業界内の警戒の双方を招き得る。

5. 被告側の反応・報道・評判(2026 年 9 月 17 日時点)

【確認できた事実】

- 被告の公式サイト、PR TIMES、note、X のいずれでも、本訴訟に関する公式コメント・反論は確認できなかった。訴状の受領、応訴方針、反訴の意向も公表されていない。
- 日経、ITmedia、弁護士ドットコムニュース等の主要メディア、知財系メディア(IP Force、パテントサロン等)による本件の個別報道は確認できなかった。確認できたのは原告リリースとその転載にとどまる。
- 弁護士・弁理士等の第三者による SNS 上の論評も、出典を特定して引用できるものは確認できなかった(網羅的な調査ではない)。
- 表示の現状:「AI 特許ロケット」のサービスページ¹⁶⁾では、調査時点で係争対象の文言は確認できず、数百～数千件の特許全文を精査・分析し、示唆を高速・低コストで提供する旨の表現となっていた。同趣旨の表現は 2026 年 4 月 13 日付の被告リリース¹²⁾で既に用いられており、文言変更の時期や、事前照会・提訴との関係は特定できない。一方、被告トップページには「コスト 99.9%削減可能」との表現が検索結果上なお表示されていた(キャッシュの可能性はある)¹⁷⁾。

【分析・見解】

公表から 2 日しか経過しておらず、反響の乏しさから評価を導くことはできない。被告が表示

を是正済み、または是正中であれば、差止めの必要性(侵害のおそれ)の判断に影響し得るが、過去分の損害賠償請求は残る。

6. 法的分析

【分析・見解】

6.1 品質等誤認惹起表示(2条1項20号)の要件と争点

20号は、商品・役務の広告等において、その質、内容、数量等について誤認させるような表示をする行為を不正競争とする^{18),19),20)}。裁判例では、当該表示が需要者に品質・内容を示す表示として一般に認識されることが前提とされ(大阪地判平成29年3月16日)²¹⁾、「品質」の外延をどこまで認めるかには議論がある²²⁾。本件の主な争点は次のとおりと見込まれる。

1. **20号の対象となる表示か。** 20号の列举事項に「価格」は明記されていない。コスト削減率の訴求が役務の「質」「内容」の表示に当たるかは、それ自体が争点となり得る。家電量販店間の価格比較表示を巡る裁判例が参考になるとされる²³⁾。
2. **誤認惹起性。** 比較の前提(対象業務の範囲、比較対象とする外注費)を示さずに上限値的な削減率を掲げることが、需要者の誤認を招くか。需要者が知財部門等の専門的な事業者である点は、誤認を否定する方向に働き得る。
3. **算定根拠の実在性・合理性。** 被告は実例の存在と「最大」の留保を、原告は前提の不開示と専門家工程の捨象を、それぞれ主張すると予想される。

「業界破壊の低価格」は、具体的事実の表示というより誇張的な宣伝文句と評価される余地があり、単独では誤認惹起性が認められにくい可能性がある。

救済面では、差止請求(3条)は故意・過失を要しない。損害賠償(4条)について、損害額の推定規定のうち20号に適用があるのは侵害者利益の推定(5条2項)であり、譲渡数量に基づく算定(同1項)と使用料相当額(同3項)は20号を対象としていない¹⁸⁾。競業者の表示と自社の売上減少との因果関係の立証は一般に容易でなく、認容額は限定的にとどまることが少なくないとされる。

なお、景品表示法(優良誤認・有利誤認)は一般消費者向けの表示を対象とし、競業者に損害賠償請求権を与える制度でもない。事業者向けサービスである本件で競業者が取り得る法的手段は、

実質的に不正競争防止法に限られると考えられる。

6.2 提訴公表と信用毀損(2条1項21号)のリスク

提訴の事実を正確に述べるリリースは、原則として「虚偽の事実」の告知・流布に当たらない。ただし、見出しや本文から一般読者が「相手方の製品・表示は違法である」と受け取る場合、その摘示事実が真実でなければ営業誹謗となり得る。発光ダイオード事件は、リリースが侵害の事実を摘示するものと認定しつつ、虚偽とはいえないとして21号該当性を否定したとされる²⁴⁾。アクティブマトリクス型表示装置事件は、不競法上の差止めを否定しつつ不法行為責任を認めたとされる²⁵⁾。

本件リリースは、提訴の事実に加え、被告表示の問題性に関する原告の見解を相当詳細に述べている。本案で「誤認惹起表示ではない」と判断された場合、公表の態様次第で被告からの反訴・別訴(21号、民法709条)のリスクが観念される。もっとも、表現が自社の主張・見解の説明にとどまる限り、違法性は認められにくい。両社が競合関係にあること(3章)は、21号の「競争関係」要件を満たしやすくする事情である。

6.3 先例状況

生成AIを用いた知財サービスの効果・コスト表示を巡る不競法紛争の確立した先例は見当たらない。Patentfield訴訟も17条決定で終結し、司法判断は形成されなかった³⁾。本件も和解等で終結する可能性は相応にあるが、判決に至れば、AIサービスの効果訴求に関する初期の司法判断となり得る。

7. 今後の影響・見通し

【分析・見解】

- **スケジュール:** 第1回口頭弁論は提訴から1~2か月後が通例で、知財関係訴訟の第一審は一般に1~2年程度を要する。争点が表示の誤認惹起性に絞られるため比較的早期の進行もあり得る。表示の是正を軸とした和解による早期終結の可能性も相応にある。
- **被告への影響:** 争点は一サービスの広告表示に限られ、主力のオーダーメイドAI事業等への直接的影響は限定的とみられる。ただし大手製造業を顧客とする以上、係争の存在自体がレ

ピューテーション上の負荷となり得る。資金調達・提携への影響は、現時点で評価材料が乏しい。

- **原告への影響:** 専門家の立場からの問題提起として評価される可能性がある一方、敗訴時には提訴公表の態様が問われるリスクを負う(6.2)。
- **業界への示唆:** 「〇%削減」「業界最安」等の効果・コスト表示は、比較対象・算定前提・条件の明示を欠くと 20 号のリスクを負う。工数削減率、精度、ベンチマーク結果など、生成 AI サービスの効果訴求全般に波及し得る論点であり、根拠資料の保存と表示審査の体制整備が求められる。

8. 実務上の提言

- **情報の扱い:** 社内共有・対外コメントでは「原告が…と主張して提訴した」と限定して記述し、被告の不正を前提としない。
- **AI サービスを導入する側(知財部門等):** 直ちに利用を停止する必要性は低い。①性能・コスト表示の算定根拠をベンダーに確認する、②係争に起因するサービス中断・仕様変更時の解約・データ移行条項の有無を点検する、③訴訟の進展を四半期ごとに確認する。
- **AI サービスを提供する側:** 「最大〇%削減」型の表示には、比較対象、算定前提、サンプル条件を併記し、根拠資料を保存する。比較広告・効果表示の社内審査フローを設ける。

本レポートの評価を更新すべき契機(モニタリング指標)は次の 4 点である。

1. 被告の公式コメント、答弁の方針、反訴・別訴の有無(21 号に基づく反訴があれば、紛争の重心は提訴公表の是非に移る)
2. 事件番号・請求額の判明
3. 表示の修正に関する被告の公式説明
4. 第一審判決、または和解・17 条決定の成立

9. 留意事項・未確認事項

- 公表情報は原告リリースにほぼ限られ、被告の主張と裁判所の判断は未確認である。

- 根拠条項を 20 号とする特定は本レポートの推論であり、原告は条項を明示していない。訴状の具体的記載、事件番号、請求額は未確認。
- 被告の資金調達、係争対象表示の修正時期、トップページ上の旧表現の現況(キャッシュの可能性)は確定できていない。
- 引用した裁判例のうち※印のものは判決原文を確認しておらず、一般的な法理の参照にとどまる。本件の事実関係に直接当てはまるものではない。
- 2026 年 9 月 17 日より後の続報により状況は変わり得る。

参考文献

URL は 2026 年 9 月 17 日時点の調査で取得したもの。※印は、本文書作成時に URL または原文を再検証できていないものを示す。

- 1) パテント・インテグレーション株式会社「株式会社エムニに対する不正競争防止法に基づく訴訟提起に関するお知らせ」PR TIMES、2026 年 9 月 15 日。
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000030.000086119.html>
- 2) パテント・インテグレーション株式会社「Patentfield 株式会社と当社との間の特許権侵害訴訟の終了のお知らせ」ニュースリリース、2026 年 4 月 17 日。<https://patent-i.com/ja/news/88/>
- 3) よろず知財戦略コンサルティング「パテント・インテグレーション v. Patentfield 生成 AI 特許権侵害訴訟 終結に関する調査レポート」2026 年 4 月 24 日作成。
https://yoroziupsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/patentintegration_patentfield_litigation_report_claude.pdf
- 4) 株式会社エムニ「【京大/松尾研発スタートアップエムニ】知財調査のコストを生成 AI で 99.9%削減！誰もが知財情報に基づいた意思決定が可能になる『AI 特許ロケット』を正式リリース」PR TIMES、2025 年 8 月 19 日(時事ドットコムにも転載)。
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000018.000134983.html>
- 5) 知財図鑑「東大松尾研発エムニ、生成 AI 活用の知財分析ツール『AI 特許ロケット』を正式リリースー特許分析を 99.9%効率化」(掲載日未確認)。<https://chizaizukan.com/news/7lQTJwNwzZq1riA4qS5Kii/>
- 6) エムニオウンドメディア「AI で特許調査のコストを 1000 分の 1 に | 活用戦略を詳しく解説」2025 年 1 月 10 日(2026 年 2 月更新表示)。<https://media.emuniinc.jp/2025/01/10/ai-patent-search/>
- 7) 特許庁 IP BASE「“エンジニア弁理士”が自ら開発。スタートアップを助ける特許情報検索・分析、ChatGPT 活用にも挑戦」。<https://ipbase.go.jp/learn/ceo/page40.php>
- 8) 日本 AI 導入支援協会「エムニ製造業 AI の特徴・概要」。<https://j-aix.or.jp/catalog/service/2410/>
- 9) 事業構想オンライン「エムニ 製造業の暗黙知を集合知化 AI で日本のものづくりを次世代へ」2025 年

- 11 月。 <https://www.projectdesign.jp/articles/c47c27b3-5666-4f0b-8792-e7f3081d4b3e>
- 10) 東京大学松尾・岩澤研究室「松尾研発スタートアップ エムニ代表 下野祐太さんが『FORBES JAPAN 30 UNDER 30 2025』に選出されました。」2025 年 8 月 29 日。 <https://weblab.t.u-tokyo.ac.jp/news/2025-08-29/>
- 11) エムニオウンドメディア「特許訴訟の闇 | パテントトロールの実態と企業が備えるべき法的対抗策」2025 年 7 月 30 日(取引実績の記載を参照)。 <https://media.emuniinc.jp/2025/07/30/patent-troll/>
- 12) 株式会社エムニ「エムニ、自動更新型特許データベースを導入『AI 特許ロケット』の機能拡充と知財業務における AI 活用支援を強化」PR TIMES、2026 年 4 月 13 日。
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000027.000134983.html>
- 13) O!Product AI「エムニ、海外特許データベースを導入し『AI 特許ロケット』の機能強化へ」2026 年 4 月 14 日。 <https://oproduct.ai/articles/9557194>
- 14) パテント・インテグレーション株式会社「ニュースリリース」一覧(2024 年 10 月 28 日・11 月 28 日・12 月 25 日付の提訴・追訴リリースを含む)。 <https://patent-i.com/ja/news/>
- 15) Patentfield 株式会社「パテント・インテグレーション株式会社と当社との間の特許権侵害訴訟の終了のお知らせ」PR TIMES、2026 年 4 月 17 日。
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000062.000025380.html>
- 16) 株式会社エムニ「AI 特許ロケット」サービスページ。 <https://www.emuniinc.jp/service/ai-patent> ※URL は調査時の記録に基づく。本文書作成時に再検証できていない。
- 17) 株式会社エムニ 公式サイト(トップページ)。2026 年 9 月 17 日の検索結果上の表示を確認(キャッシュの可能性あり)。 <https://www.emuniinc.jp/>
- 18) 不正競争防止法(平成 5 年法律第 47 号)2 条 1 項 20 号・21 号、3 条、4 条、5 条。
- 19) chizaisoudan.com「品質等誤認惹起行為とは？不正競争防止法による虚偽表示への対応を弁護士が解説」。 <https://www.chizaisoudan.com/topics/346>
- 20) 特許庁「不正競争防止法違反被害への救済」。 <https://www.jpo.go.jp/support/ipr/fusei-kyusai.html>
- 21) オレンジ法律事務所 Blog「品質誤認表示該当性を否定した事例(大阪地裁平成 29 年 3 月 16 日判決)」。 <https://orangelaw.jp/blog/law/h290316>
- 22) 「不正競争防止法の品質等誤認惹起行為における品質の外延」『パテント』Vol.78 No.2(2025 年)、日本弁理士会。 <https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4609>
- 23) 東京高判平成 16 年 10 月 19 日(家電量販店間の価格比較表示を巡る事件)。 ※判決原文は未確認。事件の特定・判示内容は裁判所ウェブサイト等で要確認。
- 24) 東京地判平成 26 年 1 月 30 日、知財高判平成 29 年 1 月 18 日(発光ダイオード事件、提訴プレスリリースと営業誹謗)。 ※判決原文は未確認(二次情報に基づく)。事件番号・判示内容は要確認。
- 25) 知財高判平成 19 年 10 月 31 日(アクティブマトリクス型表示装置事件)。 ※判決原文は未確認(二次情報に基づく)。事件番号・判示内容は要確認。